

蓮田市総合振興計画市民会議設置要綱

令和7年6月30日市長決裁

(設置)

第1条 蓮田市第6次総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定に関し、市民の意見を十分に反映し、市民協働による計画づくりを実施するため、蓮田市総合振興計画市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、蓮田市の目指すべきまちづくりの方向性及び課題等について、市民の立場から意見交換を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、総合振興計画の策定を推進及び支援する委員（以下「委員」という。）30人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内で活動する各種団体に属する者
- (2) 市外に在住し、市内の企業等に勤務する者
- (3) 蓮田市に所在する高等学校に在籍する者及び蓮田市と包括連携協定を締結している大学に在籍する者
- (4) 公募に応じた市内に在住する16歳以上の者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から全ての市民会議が終了した日までとする。

(会議)

第5条 市民会議は、市長が招集する。

(会議の傍聴等)

第6条 市民会議は、原則として傍聴することができるものとする。ただし、傍聴者は会議の傍聴に当たっては、次の各号に規定する事項を守り、かつ、指示に従わなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げになる行為をしてはならない。
- (2) 他の傍聴者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 会議の写真又は映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

2 傍聴者が前項の規定に違反するとき、その者に退場を命ずることができる。この場合、傍聴者は、速やかに開催場所から退場しなければならない。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、蓮田市第6次総合振興計画の策定をもって廃止とする。